

午前10時00分

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 欠席委員連絡（工藤委員）

---

午前10時00分開議

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

---

1 調査事件

(1) 宿泊税制度概要について

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、2月3日付で資料が配付されているので、説明を受けるため、理事者の出席を求めたいと思うが、いかがか。（異議なし）
- ・ 理事者の出席を求める。

（財務部 入室）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ 資料について説明をお願いします。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 昨日、資料提出している宿泊税制度概要について、昨年の6月定例会において、観光振興財源検討調査費として補正予算を計上させていただいたところであるが、その後、観光振興財源検討委員会を立ち上げ検討を重ね、12月には検討委員会からの提言書の提出があったところである。提出された提言書については、昨年末に委員の皆様初め全議員に参考資料配付させていただいたところであるが、この度、その提言を受けての制度設計を行い、庁内協議を経て宿泊税の概要がまとまったので説明をさせていただきたい。
- ・ 資料については、税務室長から説明申し上げる。

○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ 資料説明：宿泊税制度概要について（令和2年2月3日付 財務部調製）

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ お聞きのとおりである。ただいまの説明について、確認したい点などを伺ってまいるが、本件については宿泊税の制度についてであるので、観光施策など他の常任委員会の所管にかかわる発言には留意いただくようお願いする。
- ・ それでは、各委員から何か発言あるか。

○金澤 浩幸委員

- ・ まず、昨年の代表質問でも確認させていただいたが、改めて、この宿泊税を導入することとした考え方についてまずお聞かせいただきたい。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 現在、函館市では観光施策に対して多額の一般財源を要しているところである。今後においても、外国人の観光客等の増加に伴う環境整備に加え交流人口の拡大、地域経済の活性化を図るため、観光施策のさらなる充実が必要不可欠となっているところである。一方で、人口減少などに伴い財政規模が縮小していくことが見込まれるため、観光施策を充実させるためにはどうしても安定的な財源を新たに確保する必要があると考えたところである。
- ・ この財源確保の手法としては、市民の皆さんに負担を求めるというものではなく、観光施策を初めとした行政サービスの恩恵を受ける観光客の皆様にご協力をいただく観光目的税として宿泊税を導入したいと考えたところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。基本的な部分は私も賛成している。
- ・ 次に、宿泊税導入後、税源規模、どの程度収入を見込んでいるのか、金額の根拠とその財源をどのように活用していくのかお聞かせいただきたい。

○財務部長（小林 利行）

- ・ まず、財源規模であるが、最終的には今後税率等議決いただいてからの話になると思うが、本市における宿泊述べ客数が統計上440万人で試算している。仮にこれが今の概要の200円ということで単純にかけると約8億8,000万円、これを財源規模として見込んでいるところである。
- ・ また、活用方法としては、宿泊税の全額を観光振興に活用していきたいと考えているが、主に資料のほうに記載しているが、観光インフラの整備だとか誘致プロモーション、受入環境の整備、観光施策推進体制、これらの強化に活用していきたいと考えているところであり、個々具体の部分については記載のとおりだが、さらにその制度概要、中身については、今後関係事業者等の意見も聞きながら、観光部を中心に検討をしてみたいと考えているところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ 440万人で試算すると8億8,000万円の財源が確保できるということだが、この活用方法でちょっと確認したいけれども、今までの観光で使っている予算ある。さらに今の段階で行くと8億8,000万円プラスになる。単純に合算して全部を観光に使うというそういう考え方でいいのか。それとも、この8億8,000万円のうちのある程度を今までにプラスして、若干残った分は一般財源としてほかにも活用すると、そこら辺の考えは決まっているのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 観光予算の科目で言うと、観光費というものは約4億円から5億円程度ある。そのほかにも、函館市の場合、観光施策にかかわる人件費もあるし、着陸料の無償化だとか空港、港湾といったものの活性化策、あと町並みを整備するガーデンシティなんかもあればやはり観光施策としてまちづくり観光インフラというもので整備している要素もあるので、予算科目の観光費全てにそれがプラスオンされるかということではなく、市として予算科目に限らず観光施策に資するものに充てていきたいということであり、ただ、一般財源になるとか他の観光施策以外のものに税金が充たるとかそういうことではなく、あくまでも観光目的税であるので観光施策に資するような経費に、これは観光費に限らずいろいろな経費の中で充てていくということである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。

- ・ 次に、検討委員会からの提言については、どのように反映させたのかお聞かせいただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 検討委員会からは、観光施策のさらなる充実と、そのための財源確保の必要性及び財源確保策としては宿泊税が望ましいとの提言を受けるとともに、宿泊事業者の事務負担に配慮した簡素な制度設計のほか、宿泊者の負担軽減などについて付言をいただいたところである。
- ・ 具体的な制度設計において、一人一泊に対し定額の200円の簡素な税率とし、宿泊事業者の徴収事務負担に対する奨励金の交付制度を創設するほか、宿泊税を課税する間は納税義務者の負担を軽減するため、入湯税の税率を引き下げること検討しているところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。検討委員会からの提言に対しては、簡素な制度設計にすると。一人一泊200円の定額と入湯税の引き下げ等を盛り込んだということを確認させていただいた。
- ・ 次に、この中で簡易宿所あるいは民泊まで含めたというのは、この考え方というのはどのようなことなのかお聞かせいただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 本市に滞在する間に受ける観光施策を中心とした受益に対し負担を求めるため、宿泊客の宿泊行為に課税するものであり、宿泊施設の形態によって受益の度合いが変わるものではなく、公平性の観点から民泊や簡易宿所を含めた宿泊客を対象とするものである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。宿泊行為に課税するということが基本だということを確認させていただく。
- ・ 次に税率だが、定額制として定率制にしなかった点と、免税点、非課税の金額を設けなかった理由についてお聞かせいただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 税率を定額制とした理由については、納税義務者となる宿泊客の担税力となる応能的な考え方ではなく、先ほども申し上げたとおり本市から受ける受益という観点では、宿泊料金によってその度合いが変わるものではないことから、応益性に着目し、宿泊料金による段階税率や免税点による非課税は設けなかったものである。なお、段階税率や免税点を設けた場合は、宿泊客一人一人の食事代を除いた素泊まりの宿泊料金を計算して、税率や課税非課税の判断をしなければならなくなることから、税を徴収する宿泊事業者の事務負担も考慮したものである。

○金澤 浩幸委員

- ・ 定率制にすると、宿泊料金から食事代を引くために、業者によっては総額から食事代を多額に見込んで、課税対象となる宿泊料金を過小に申告する業者も出てこないとも限らないということの判断でよろしいか。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 過少に申告がなされるとは考えてはないが、定率制は課税標準となる宿泊料金に税率を乗じて税額を算出するものであり、食事付きの宿泊プランやパック旅行等様々な料金形態がある中で、素泊まりの宿泊料金を宿泊事業者が自ら算出することとなり、徴収事務が煩雑になることと想定されるものである。
- ・ なお、定額制であっても、段階税率や免税点など宿泊料金の違いによって税率が変動する制度を設

けた場合には、定率制と同様宿泊料金と食事代にかかる課題が生じることから、宿泊事業者の事務負担を考慮し、わかりやすさ、簡素さの観点から判断したところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。過少申告はないと考えているということだが、過少申告されるとは思わないのと、宿泊事業者の事務負担を考慮したということで確認させていただく。
- ・ あまり言いたくはないが、中には宿泊人数を過小申告して納税を免れる業者が出てこないとも限らないと考えているので、そこら辺の罰則規定はどのようになっているのかお聞かせいただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 宿泊税については、地方税法に規定する法定外目的税となり、地方税法において特別徴収義務者が虚偽の申告等をした場合の罰則的な規定として、重加算金を徴収する規定が設けられている。したがって、万が一故意に虚偽の申告などをした場合には、地方税法に基づき対応することとなるが、公平・公正な税制度とするため、事前周知を十分に行うとともに税務調査にも取り組んでまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。今回この宿泊税に罰則規定を設けるのではなく、既存の法律で対応できるということを確認させていただいた。
- ・ 次に、業者に交付される特徴奨励金、これについて詳しく説明いただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 宿泊税の納税義務者は宿泊客となるが、徴収事務については特別徴収義務者として宿泊事業者が宿泊客から徴収し、市へ納入していただくことになる。その事務負担に対し、宿泊税の納税額に応じた奨励金を交付することとしており、先行導入都市においても制度化されているものである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。
- ・ 次に、入湯税の軽減についてなぜ行うのか、これも詳しくお聞かせいただきたい。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 市税には、観光振興を目的とした法定目的税である入湯税があるが、宿泊税との重複による負担感があることから、宿泊税を課す間、納税者の負担を軽減するため、入湯税の税率の引き下げを検討している。具体的には、現在、一般入湯客には150円、修学旅行等には70円としているところであるが、この不均一をなくし一律70円に引き下げるものである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。宿泊税をいただくので、入湯税については下げるとことを確認した。
- ・ この間、業者さんには特徴奨励金ということで奨励金は出すんだろうけれど、実際はその方たちに集めていただくわけだから、そこら辺の業者さんとの調整はどこら辺まで進んでいるのか。まあいいですよという了解等いただいているのかどうなのか、お聞かせいただきたい。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 制度の概要については、個々個別全部の事業者さんとお話で来ているわけではないけれども、一定程度宿泊税を課税するということについての御理解はいただいているところである。ただ、今回初めて提案するわけであり、税率面だとか課税標準の問題、こういったものは今後説明をしていくことになるとは思うけれども、業者さんによっては基本的にはこういう一律税率は反対ですとか様々な声があ

るということは事実であるが、今後意を尽くして説明をしていきたいと思っているところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ 最終的にやはり業者さんの了解というか、大賛成ですよとまでは多分ならないとは思いますが、やはり行政として丁寧に説明して御理解をいただくという事にしかならないと思うので、とにかく丁寧な説明をお願いしたい。
- ・ 次に、北海道との関係が出てくると思うが、北海道との調整はどのようになっているのかお聞かせいただければ。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 昨年来、北海道とは意見交換会などの理由で宿泊税を検討している市町村、18市町村あるが、これらを集めて複数回会議を開催している。この中で市町村の意見、私どもの意見は聴取はしているところであるが、北海道が考える具体的な制度内容や税率については、外部委員会の方で一方的に示されているという状況である、正式に説明や調整が行われている状況ではないという状況であり、こういった進め方については私どもとしても一定不満を持っているところである。本市としては、北海道からの調整の話があればお聞きしたいと考えてはいるが、道内には既に宿泊税の導入をしている倶知安町のほか、導入を検討している先行都市もあるので、一義的にはこの自治体間の調整を行う部分については北海道であるということであるので、まずは北海道がこういった調整をするのか、お話があればお聞きしていきたいというふうには思っている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 過日、1月25日の朝刊だが、北海道は宿泊税として100円徴収する、そういう案が示されているが、これについてどのような認識をされているのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ これまで、北海道が主催する意見交換会など複数回にわたって北海道等とやり取りがあるところの中では、具体的な金額提示、こういったものがないという中で、金澤委員おっしゃっていただいたように1月24日の北海道が開催した観光振興税に係る懇談会で初めて示されたということである。先ほども申し上げたが、税率については一度も北海道とも協議したことはなく、税の活用方法だとかそういった市町村との調整がないままに100円、200円という税率が示されたものについては、市としてもなかなか納得できるものではないというふうに認識しているところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ 北海道のほうでは意見交換ということで、市町村から意見は聴取しているけれども、なんら今まで全然示されていないと。それでいきなり100円の宿泊税額を考えている案を示されたということだが、そうは言っても、最終的には北海道と調整していかなければならない話だと思うので、そこら辺はどのように考えているのかお聞かせいただきたい。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 現在、本市は宿泊税の導入に向けて北海道より先行している状況にあり、自主的に宿泊税を課税したいというふうに考えて動いてところである。先ほども述べたが、道内には既に宿泊税を導入している倶知安町のほか先行都市もあるので、道税として道内の調整を図るのは北海道というふうに認識しているところであり、この辺は北海道からお話があればきちっと調整のお話はさせていただきたいとは思っている。

○金澤 浩幸委員

- ・ 道から話があった時点で動き出すと解釈させていただく。
- ・ きょう、当委員会にこの宿泊税について説明したということだが、きょう委員会に説明したということは、2月の定例会で宿泊税条例を提案するということでの考えでよろしいか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 函館市が単独で課税するとした場合、その案については本日示したとおりに固まっているところである。しかしながら、今後、この条例案というか制度概要について国などの関係機関との調整だとか、他の道内市町村との連携、事業者への説明等もしなければならぬと考えているので、最終的な提案時期については、これらの経過を見ながら判断してまいりたい。

○金澤 浩幸委員

- ・ じゃあ、2月定例会で出すというのははっきり固まってはいないということよろしいか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 最終的な判断については、まだ決定していないところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。
- ・ これからの話になるが、2月定例会になるか6月になるかわからないけども、仮に提案いただいて仮に議会としてこの宿泊税条例を議決したとして、その後北海道が宿泊税条例を議決した場合ほどのようになっていくのか、考えをお聞かせいただきたい。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 道の税率にかかわらず、宿泊者や事業者への配慮から、私どもは福岡県と福岡市を参考とし、本市の税率を200円から150円に引き下げるとのことである。そのほかにも条例の詳細なことを申し上げると、いわゆる道税を一緒にかける場合の徴税にかかった場合だとか、そういったことで詳細な条例の中身が変わってくる場合があるので、その際には条例改正の御提案をして審議いただきたいと考えているところである。

○金澤 浩幸委員

- ・ わかった。函館市が先行してその後に道がどういう動きになってくるのか、それによっては条例改正も必要だということを確認させていただいた。
- ・ 私としては反対するものではないが、先ほど申し上げたとおり、業者さんによってはやはり不安に思われる業者さんも多々いらっしゃると思うし、そこら辺やはり丁寧に説明いただき、これから先函館市も当然人口減少が進んでいく中で税収減っていくのがまずあるし、駅前にもたくさんホテル建っているが、観光で潤う分には税金、税収は入るだろうが、直接的な税収が入らないという意味では、税収収入対策としては一つの案だと思っているので、先ほども申し上げたが業者さんには丁寧な説明をお願いするようお願いして終わる。

○日角 邦夫委員

- ・ 金澤委員のほうから細かく説明いただいたのでおおよそ理解はしているが、概要について何点か質問したい。
- ・ 主な用途ということで、新規と既存って書いてあるが、観光インフラの整備ということで、この中に何点かは新規はあるのか。例えばこの湯の川地区活性化事業は新規で、函館山遊歩道整備事業は既

存だとか教えてもらえれば。

○財務部長（小林 利行）

- ・ この観光インフラの整備等については、湯の川地区の活性化事業、これは従来からも湯の川振興ということでの予算をつけている。ただ、今後についてはやはり温泉街の風情をかたどったまちづくり、こういったものも進めていかなければならないかなということ、こちらについては今後、事業を検討している新たな展開ということになるかとは思。また、その次のページの観光環境の受け入れということでMa a Sの導入による移動サービス、こういったものも新規事業ということになるが、個々具体的にこの事業について新規とかということよりは、これもやはり大きい概略であるので、こういった事業を考えてこの中でじゃあ具体的に湯の川の観光施策をどうしていくのか、Ma a Sとしてどうするのか、こういったものについての個々具体については、基本的には今後観光部のほうで事業者と調整しながら進めていく。いずれにしても、こういう観光施策、既存の事業であってもそれを充実するとかそういったものにもこの観光目的税である宿泊税を導入していきたい、活用していきたいというふうには考えているところである。

○日角 邦夫委員

- ・ わかった。当然この中にも共生社会ということで様々な今観光部でもやっているが、その中も含んでいるというか、そういうことだと思う。
- ・ 次に制度の概要ということで、税率、先ほどからも出たが、備考ということで公平性とかいろいろ出ているが、現実、富豪層とかお金のある方が泊まる場所もあれば、ちょっと検索したが3,000円前後で宿泊できる場所もあるというふうに考えれば、負担割合から言うと、結構200円は大きい事業者もいると思う。パブリックコメントも読ませていただいたが、本当に函館市以外からの外資系とかそこからきているホテル、旅館でも、もともとの函館にある事業者からすれば大変大きな問題だと、死活問題なんだということなんか結構出ているが、その辺はどのようにお考えか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 確かに、2,000円、3,000円の宿泊事業者から1万円を超える事業者もあるが、観光目的税であるこの宿泊税については、あくまでも観光宿泊者から取るということで、いわゆる観光に来られる、宿泊される方からの預かり税というか、そういった税金になる。そういった意味で先ほど説明の中でもあったが、いわゆる応能性ということで宿泊料金にかかるものではなくて、例えば1,000円でも2,000円でも宿泊した方、1万円でも宿泊した型については等しくやはり函館市の観光サービスを楽しむという観点で制度設計したものであり、事業者の方、結果的にいろいろ自分の経営に対しての影響があるという様々な御意見もいただいているし、パブリックコメントでも反対する意見があるという事については承知しているが、そういったことで基本的には宿泊客から徴収するというご理解をいただきたいと思っているところである。

○日角 邦夫委員

- ・ 説明はよくわかるが、例えば売り文句で3,000円を切りましたとか4,000円を切りましたってなったときに、やっぱりこの200円っていう額大きいと思う。先ほども言われていたが、関係する事業者等やっぱりきちんと納得するような丁寧な議論をしていかなければならないんじゃないかなと思う。東京都の場合は上限をつけている。1万円未満は非課税となっているけど、そういうことは——これでいくと。わかった。

- ・ 次に、さっき北海道の関係出ていたが、具体的に北海道がどうのこうのというのが今ないから今後ということになるんだが、北海道の出方によっては函館市も状況変わるということによろしいか。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 先ほど来申し上げたが、北海道からは何ら調整のお話は今現在正式にないということである。ただ、函館市とすれば、北海道が今後課税した場合については、やはり宿泊者の負担等も考えれば、200円ということではなくて150円、こういったものへの税率の見直しをしなくてはならないというふうに考えたところであり、北海道が今後課税する場合には税率については150円に引き下げていきたい。あと、当然北海道が課税する場合は、詳細な面でいろいろ制度設計を詰めていかなければならない部分があるので、そうした場合は先ほども答弁申し上げたとおり、詳細な面についてまた条例改正等の必要性が出てくるというふうには思っているところである。

#### ○日角 邦夫委員

- ・ パブリックコメント、7ページにわたってほとんど反対というか、結構多い中身である。これを読んでいくとそのとおりでもあるし、先ほど出たがやはり丁寧に機能を作っていくというのが大事であるし、やっぱり宿泊含めて観光に携わる方々だとかやっぱり疑問とか不安いっぱいあると思う。ぜひともそれを吸い上げながら解決していただきたいということを述べて終わる。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 重複しないように何点か質問させていただく。
- ・ 今、日角委員からもあったが、私もパブリックコメントを読ませていただいたが、導入反対の意見が結構多いと。しかし、業者も含めて9件からということで、全体の業者も含めて市民の声がやっぱり十分反映されていない——パブリックコメントでは——というふうに思う。この観光振興財源検討委員会の中に、湯の川とそれからホテル旅館協同組合の方々がそれぞれ入っていると。これオブザーバーというのは、この方たちが委員ではなくてなぜオブザーバーなのか、その点についてお聞きする。

#### ○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ このたびの委員会、委員を依頼するに当たり、いわゆるそれぞれ湯の川とホテル旅館協同組合のほうからオブザーバーという形で出していただいたが、なかなか組織団体として大きなものがあり、その中の代表として様々な意見がある中でそれを一つとして取り決めて出すというのもなかなか難しいのかなど。そういうところを配慮して、宿泊事業者からの意見をまず反映させるということを用意して、委員とせずにオブザーバーとして今回招聘して委員会のほうをさせていただいた。そういう経緯である。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ オブザーバーと普通の委員との違いはどこにあるのか。

#### ○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ 最終的に提言をまとめるに至り、委員の方から委員として提言書を出してもらおうが、その中でオブザーバーは、委員が提言をまとめるに当たってのいわゆるその参考となる宿泊事業者として、参考となる意見だとか現状だとかそういったことを委員会に伝えていただき、それをもって委員のほうの提言を集約するという役割分担になっている。

#### ○紺谷 克孝委員

- ・ 一緒に出席はされているんだよね。そうすると、議決権とかそういうのはないのか。賛成反対とか



取る時のそういう挙手したりという場合が生じたときには、オブザーバーは権限がないとかそういうことでもないのか。

○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ いわゆる実際のところこの委員会というのは内容的には、委員の皆さんから意見を出していただき、それを集約して提言としてまとめていただく形で、いわゆる賛成反対を明確にするような形で進めてきた検討委員会ではないというものと認識している。実際のところ、そういうふうな議決になるというよりは、話し合いでまとめてきて、酌めるものは酌めるし、またどうしても意見として採用できないものは採用しないというような進め方をしてきたものであり、実際のところ議決権の発動とかそういうものについてはなかったところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ よくわからないけどね、なぜオブザーバー……。私はこの宿泊税、実際に徴収したりそういうことを行うのは温泉旅館とかそれからホテルだと思う。そういう人たちの意見をオブザーバーではなくてやはり委員としてきちんと聞くというのが筋じゃないかと思う。だからこういう点でも実際に携わる方々を軽視しているんじゃないかと私は感じざるを得ないと思う。それで、パブリックコメントにしても、この程度の業者からしか出てきていない。そういう点で、先ほどの話の中でも、業者の中には反対意見もあるというふうにお話があったわけだが、そういう人たちも含めて全体的に事前にホテルなり旅館なりの方々、実際に事業に携わる方々の意見などを性格に把握するためにアンケート調査だとかそういうのはやるつもりはなかったのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 今回検討会の中で、宿泊事業者、両組合の代表オブザーバーとして出席をお願いしたわけだが、その委員会の中ではオブザーバーだからといって意見を制約しているということでもなく、席に着けばもう委員さんと同じような立ち位置にいて意見も言っていたし、いろいろな意見もこのオブザーバーの方々からも頂戴したところであり、そういったものも参考に委員さんがまとめたということで、決してオブザーバーだからといって軽視をしている状況ではないということについては御理解いただきたいとまず思う。
- ・ それと、事業者への意見聴取ということであるが、具体的に全事業者に対してのアンケート調査というものではないが、意見交換会を2回ほど開催している。これは、全事業者に対し御案内申し上げている。これは本庁舎で1回、湯の川の函館アリーナで1回開催しているところであり、そういった意味で全事業者に対しての御意見をお聞きするための意見交換会を開催して様々な意見をお聞きしている状況である。

○紺谷 克孝委員

- ・ いや、オブザーバーと委員と何ら変わりないということであれば何もオブザーバーを設ける必要ない。ちゃんとみんな公平に扱って委員にすればいいと思う。だから何ら理由にはなっていないと思う。
- ・ それと、交換会を2回ほど行っていると。これは意見の内容については取りまとめて公表とかしているのか。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 意見交換会については、検討委員会の中で議論を深めるために皆さんの意見も聞きたいというお話であったので、その結果については検討委員会にフィードバックし、検討委員会の資料として公開を

しているところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ ネットとかそういうので公開しているのか。そうか、わかった。やはりアンケートなんかは今からでもいいからぜひ、意見交換会で意見を出せない人たちもいるだろうから、やはりきちっとしたアンケート調査などをぜひ実施していただきたいと思う。
- ・ それと観光の、宿泊事業者だけでなく例えば観光客に対するアンケート、こういう宿泊税を実施したいと思っているが、宿泊している方の意見を聞くということも必要ではないかと思うが、その辺の必要性についてはどう感じているか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ なかなか宿泊者に対するアンケートというものについて、具体的に私共のほうでどういった手法があるのかというのはなかなかこの時点でお答えすることは難しいけれども、観光部のほうも観光実態調査ということでいろいろなアンケート調査もしているので、今の御意見について、所管である観光部のほうにもお話をさせていただきたいと思っている。

○紺谷 克孝委員

- ・ 釧路市で入湯税引き上げのときに、観光客に全部アンケートを取って、そしてちゃんとした入湯税の使い道、根拠を示したら、約70%の人が理解を示すという結果が出ている。だから恐れずにやはり透明性をきちんとさせた上でこういうことに使いたいということで観光客にもぜひアンケートを実施して、その結果をきちんと分析して対応するというのをぜひお願いしたいと、観光部との連携でももちろん結構だけど、そういう形でお願いしたいと思う。
- ・ それから日角委員もおっしゃったが、税の定率導入というのは各都市でやっている、東京や大阪でもやっているということで、やはり中小の事業者は函館の人たちが多く。今カプセルホテルなんかも3,000円を2,000円にするかとかどうかという話まで出ていると。仮に民泊なんかも含めて2,000円が出てくると、200円なんてのは10%だ。消費税と同じ金額だ。これは大変なことである。大手はまあ200円であればそんなに影響はないということであったとしても、地元の中小、カプセルホテルや民泊が大きな打撃を受けるということは明らかである。だから、消費税でさえ軽減税率だとかいろいろないわゆる免税の内容を示していると。もっと国と違って地方自治体は直接市民に対応するということからみれば、やはり中小零細の宿泊業者を救済する措置というのはぜひ考えていただきたい。定率は計算が面倒だという話があるが、こういう段階を設けるあれについてはそれほど難しい方策ではないと思う。そういう点で、ぜひ他都市もほとんど実施していると思われるので、その点はもし導入するのであれば、検討する必要があるんじゃないかと思う。
- ・ 入湯税について、150円から70円に引き下げるということで、この入湯税というのは収支どのくらいあって、その使い道はどのような内容になっているのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 入湯税の質問の前に、定率制に関して申し上げると、定率制で導入しているのは今現在倶知安町ということで、免税点を設けている都市とすれば都道府県でいうと東京都と大阪府、これが免税点を設けているところである。また、そのほか市町村レベルで申し上げると、福岡市、北九州市、金沢市、京都市、こういったところについては免税点なく一律の税額という状況になっているところであり、その辺のところについてはまず御理解いただきたいなと思っている。

- ・ 入湯税の税額だが、おおむね約2億円程度毎年税収がある。この税収の活用策としては、入湯税についても法定の目的税であり、こちらについてはいわゆる観光振興のためもしくは消防設備、環境衛生、こういったものに充てるための目的税となっているところであり、函館市においてもほぼほぼ観光に使っているほか、消防施設等の車両等の更新もあるので、そういったものにも活用させていただいているところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 入湯税については、パブリックコメントの中で公表していない、これからするとかということが書いてあったが、これはどういうふうな用途がされているかというのは公表していないのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 法定目的税ということで、基本的には国なりへの目的充当報告等はしているが、具体的にこの事業に充当していますよということはこちらのほうでは積極的な公表というものをしていなかったものであるから、今後、この宿泊税の導入にあわせて、入湯税の使い道についてもあわせて公表していくような体制を整えていきたい。

○紺谷 克孝委員

- ・ 150円から70円に引き下げるとするのは、根拠はよくわからないが、その中に入っている観光振興に使われている分の用途については結果的に見れば減るわけだろう。そうすると、入湯税の観光分を減らしてそして逆にこの宿泊税のほうをふやすというのは、なんか矛盾する内容だ。一方では減らして一方でふやすという考え方。だから、入湯税をもっと頼るという方法も考え方としてはないのか。観光客ということになると、やはりビジネスホテルとかに泊まるのではなくて、温泉のあるところに圧倒的に宿泊されることが多いと思うので、そういう点では、観光目的税としては、入湯税も十分に役割を果たしていると思うわけだが、そういう考え方についてどう思うか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 確かに入湯税についても観光目的税ということで、法定の目的税ということであるが、委員御指摘のようにやはり温泉施設での課税ということになる。そうしたときに、やはり観光の施策を享受する方については、温泉宿泊施設に限らず幅広く宿泊されている方も、やはり観光サービスというものを享受していると考えたところであり、やはり入湯税の税額をあげるとかそういった入湯施設だけの負担を求めるのではなく、幅広く宿泊される方皆さんに負担をいただきたいということを考えたところであり、仮にそれをした場合に、あくまでも入湯施設に宿泊される方が、今は200円として、150円を払うと一泊350円の負担になるということであり、その負担感の軽減のためにこの入湯税を引き下げの案をお示しさせていただいたところである。

○紺谷 克孝委員

- ・ 入湯税も引き続きあり、そしてこの宿泊税もあると。そして消費税もあるということで、そういう税金類が非常にたくさん事業者のほうにかかってくるということで、例えば、いろんなホテルでも1万円ぽっきりで泊まるとか8,000円だとかということで、金額をわかりやすくしているところがたくさんある。そういうところでは、例えば、今まで宿泊1万円ぽっきりで2食つきで泊まれますよとかというところに200円を追加すると1万200円になるわけだ。だからそういう場合は、業者が1万円でもいいということで、いわば税額を自己負担せざるを得ないというような状況もあると思う。1万円を1万200円とか8,000円を8,200円にするとかというときは、やはり業者に対してそれなりの圧がか

かってくると思う。そういう点で、100円200円を争う業界であるとも思う。ネットなんかで宿泊料が高い順番に全部出てきてそして一番安いところはどこだとかとそういうのをチェックして宿泊する人も多いと思う。だからそういう点では、非常に競争が激しい業界だと。しかも、観光客が必ず100%順調に今後伸びるかということも確定的なことは言えないという中で、ホテルが多く奪い合いがどんどん生じる、そういう業界だと思うので、特にそういう点で宿泊事業者にアンケート等をとって丁寧に意見を集約するというのをぜひやっていただきたいということを申し上げて終わる。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 概要については大体わかった。なお不明な点があるので、少し確認させていただきたい。
- ・ 1点目だが、課税の客体ということで、宿泊料金とは関係なく一律の200円ということの設定をされたが、この際の年齢、御説明の中で受益者としての観光客にも負担していただくというような説明があったが、例えば乳幼児なんか果たして受益者と言えるのかなというようなこと等々考えると、そういったところについては少し検討する必要があるのかなと思うが、この辺については検討されたか。どんなふうな認識でいらっしゃるのか。

#### ○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ あくまでも宿泊料金のかかる場合の宿泊者を想定しているものであるから、乳幼児であって宿泊料金が発生しない場合には、この宿泊税の対象とはならないものである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 皆宿泊料金かからないのかどうなのか、いろいろ私も検索してみることはあるが、年齢でというのはあまり見ないので、多分それなりにかかるんだろうなと思う。まあ、その辺も頭の片隅に置いてほしいと思う。
- ・ 先ほど、新たな財源はどれくらい見込めるのかという質問があり、それに対して8億8,000万円くらい見込めるというような御答弁であった。実際には、例えば北海道が導入すると50円引き下げる、4分の1下げるということだから、それが単純に計算すれば6億6,000万円になるのかなと思うが、あわせて入湯税、先ほど大体2億円くらい税収があるということであったが、これも半分以下に下がる。とすると1億円ちょっと下がるということをおわせると、大体宿泊税の財源としては8億8,000万円だけど、市全体の税収については5億5,000万円かそのくらいを見込めるというふうになるだろうと思うが、こういう認識でよろしいか。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 財源の部分、先ほど金澤委員に答弁申し上げたのが宿泊税としての8億8,000万円というお話をさせていただいた。小野沢委員御指摘のとおり、入湯税の減収分といったものも考慮、さらに最終的に北海道が課税してうちが150円とすれば、今小野沢委員がおっしゃっていたような財源規模に、市全体と見たときの財政規模の効果があるというところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 5億5,000万円くらいの新たな財源が生まれるというのは大変大きなことだなと思う。ぜひ有効に活用するように心がけてほしい。
- ・ それと課税の免除ということで、修学旅行等に参加する者および引率者については、学校教育の一環と見なされる行事、例えば部活動の遠征に来る、函館で全道大会が開催されて宿泊をされる方は当然対象になるんだろうなと思うが、その辺はどんなふうにお考えか。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 先行他都市の事例で申し上げると、京都市と俱知安町が修学旅行の課税免除を実施しており、対象を学習指導要領で定める学校行事と規定している。複雑な制度にすると宿泊事業者の負担になることが想定され、公益性という観点からも、学校全体あるいは学年全体の学校行事を対象とすることを考えているところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ ということは、部活動は対象としないということか。その学年全体というのは、例えば修学旅行だけではなくて、学校によっては研修旅行というような形で、学年でいえば1年生のときに、高等学校なんかでよく見かけることがあるが、それは対象になるということなんだね。例えば部活動でずいぶん函館に入ってきていると思う。今週の金土日曜日にアリーナでバスケットボールの高校新人戦の全道大会がある。全道からたくさん来てくれる。私は、そこはやっぱりこういった公式の高体連や中体連やそういった学校の一般的な行事に伴ってこうして宿泊されるという場合は、まだいづれ見直しされる時期があるから、これはやっぱり配慮した方がいいのかなと思う。意見として申し上げておく。現時点で残念ながら対象としないということであった。
- ・ 次に減免、天災により減免を認める者、納税義務者が本市にて被災した場合とあるが、旅行者——市民も当然宿泊すれば宿泊税の対象となると思うが、旅行者が市外から旅行に来られて市内の例えばホテル、旅館に宿泊されたと。その方が、天災だからただ火災のあったというだけではだめで、地震による火災であれば認められると思うが、そういう認識、理解でよろしいか。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 減免制度についてだが、こちらの制度についても先行で導入されている他都市の状況を参考とし、天災、地震、こちらで災害があった場合に納税義務者となる宿泊客にいずれかの被害があった場合、それに応じて宿泊税の納付を減免するという制度を考えており、同じようにして、減免ではないが納入義務の免除として、宿泊事業者についても災害などがあった場合について、徴収した税を納められないときに、納入義務を免除できる規定を考えているところである、

○小野沢 猛史委員

- ・ 宿泊者が例えば携行してきたカメラなんか地震でどこか置いておいたところから落ちて壊れたとか、あるいは火災が発生して消失したとか津波が来て持って行かれたとかという場合に、200円の納入を免除するということか。違うのか。その辺ちょっと私理解十分でない。イメージとして湧かないので、そこをもう少しわかりやすく説明していただければ。身体的な被害という意味か。所持品がそのことによって消失したとかという場合に免除するという理解でよろしいか。

○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 税負担に対する減免ということになるので、身体的な災害というより担税力、いずれかの災害によって担税力がなくなったと判断される場合に減免されることになると考えているところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ 担税力がなくなるというのは、宿泊された方がどういう状況になったという想定なのか。それをもうちょっと。イメージ湧かないのだが。

○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ 被災された方でいわゆる担税力がなくなった方と今説明したが、実際のところ、いわゆる先ほど言

ったとおり、例えば全然身動きがとれない、現金がなくなるというようなことになってしまったとか、そういう場合をまず想定しており、いわゆる災害にあった人がどういう状況にあるかわからないので、まずはそこを条例で定めさせていただき、細かい部分、どういうことになったらどういうふうな減免をするというのは、それはそれで下部のほうの規則や要綱で定めたいということで、今現在はそのように考えているところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ なかなか言葉でやりとりしても、そこら辺ちょっとお互いに理解し合うのは難しいと思う。皆さんもまだイメージが具体的にないんだろうなと思いながら答弁を聞いていたが、これはよほどやはりきちっと具体的な事例を言葉で説明し、それを聞いてそうかなるほどと、すっと理解できるようなそういう運用、規則でもいいからそういうものをつくらないと混乱する。なので、そこはしっかりと説明できるような準備をしておいてほしい。
- ・ 先ほどの課税免除、修学旅行等についても、学校教育の一環とみなされる行事、部活動なんていうのもやはり教育だから学校教育の一環だ。当然そういうふう理解をする。私はそこら辺は最低限クリアするのかなと思い質問したが、それは対象とならないということだったが、そこもやはり具体的な事例を挙げて、きちんと誰が見て読んでもああそういうことかと納得できるような解説をどこかに加えてあげないと混乱すると思うので、ぜひ部活動も加えてほしいと思うが、そういったことをきちんと整理をして示していただきたい。多分条例として提案されるときには、そこはきちんと整理されるんだろうなと思うが、してほしいと思う。
- ・ それともう1つ、今天災で、宿泊事業者の方が天災に遭って例えば地震でホテルが倒壊した、旅館が倒れてもう経営的に非常に厳しい、継続できるかどうか怪しい状況になったという場合に、預かった宿泊税を納められないような場合、それはホテルの経緯とは関係の——宿泊事業とのかかわりって直接ないので、分けて考えた方がいいと思うが、それでも先ほどの御答弁では、宿泊事業者がそういう天災に被災されて預かっている宿泊税を納入できないような場合には免除するというような御説明があったが、それは今私が話したような理解でよろしいか。例えば、経営が成り立たないとか。それは別の補助制度何かをきちんと用意して支援してあげることが必要な気がするが。これリンクさせてこれも納めなくていいですよという話になっちゃうのか。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 3点ほど、部活での課税免除であるとか、減免、ホテルに対するものということで質問があったが、まず減免規定については、他の税目もそうだが、減免規定をする場合にはやはり個々具体的にきちんとかような場合の減免規定ですよということで、これは条例はあくまでも大きく天災を受けた場合ということの規定になるので、こちらについては委員御指摘のとおり、個々具体の想定されるものについてはきちんと要綱なり規則で定めた形で、わかるような態勢をとっていきたいと思っているところである。ただ、本当に旅行に来て雨でカメラが壊れたからとかそういうことではなく、本当に担税力すらなくなるような被災ということで、相当大きな被害に遭われた方というものを想定しているところであるので、こちらについては個々具体的に定めていく。また、ほかの減免もそうだが、その都度その都度いろいろなケースが出てくるので、そういったケースに応じてそういった要綱等を改正することも他の税目でも実質やっているの、そういったものは出てきた際に私どもが想定していない部分も今後出てくるんだろうなとは思っているので、そういった部分については個々判断してまいりたい。

- ・ また、部活の部分に関してもある程度、部活なのか研修旅行なのか卒業旅行なのかといろいろな形態はあると思うが、まずはやはりわかりやすい、まず間違いなく学校がいわゆる学校指導要領に基づいた活動だよということで規定する修学旅行もしくは研修旅行といったものを想定しているところであるが、例えば部活での合宿受け入れといったものについては税の免除という考え方もあるし、現在もいろいろな合宿に対する支援という部分も市のほうでは補助制度も用意しているので、そういったものできっちり支援するのか、こういった部分については今後いろいろと、部活等の受け入れに対する支援といったものが必要なのか、拡充する必要があるのか、こういったものはまた検討していきたいと考えているところである。
- ・ また、ホテルでの免税に関して申し上げますと、これ特別徴収義務者の徴収免除ということで、宿泊税条例の中で規定するというより、既に地方税法なり特別徴収義務者ということで、例えば市・道民税の特別徴収義務とかあるのでそういったものに準用した形で、ホテルが本当に被災をして、資金的にも納付する状況にないということで個々判断することになるかと思う。そういったことで他の税目との整合を図りながら、そういう被災を受けた時は免除できるという規定を要綱なりで整備していきたいと考えているところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 例えば、宿泊者がチェックインをしてチェックアウトするまでの間に、ホテルにいらっしゃるときに被災をするとか観光地で被災する場合とかあるだろうけど、仮にチェックアウトしてしまった後に、帰りに駅前であるいは飛行場でお土産買っているときとか、あるいはどこかの観光地によっているかもしれない、そういうときに被災したというのは対象にならないだろう。ちょっと確認しておく。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ あくまでもこの宿泊税の徴収に関して言えば、宿泊行為をして支払いが生じたときに納税をしていただくということになるので、納税をした後に被災をされたということになった場合については、減免の対象にはならないと考えているところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ この辺の内容については、非常に複雑でわかりにくい。個別にいろんなケースを想定しながら、かといってあまり細かく決めてしまうとなんか融通が利かなくなりかえって不都合な、窮屈な状態になってしまうので、しかしそうはいつでもやはり皆がよく理解していただけるようなものはやっぱり規定としてきちっと整備してほしいなと思う。
- ・ 特徴奨励金——交付金が3%という設定だ。3%にした根拠は何かあるか。

#### ○財務部税務室長（清藤 一実）

- ・ 現在までのところ先行している自治体全て参考させていただいた結果、全ての自治体において3%という数字があり、それをまず参考にさせていただいたところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ いろいろ調査された自治体が、3%と設定した根拠ってお聞きになったか。

#### ○財務税務室市民税担当課長（佐藤 隆）

- ・ 最初に宿泊税を導入した東京都においてこの特徴奨励金の制度があるが、その3%の根拠としては、おそらく都道府県税である軽油引取税という特別徴収の税があるが、そちらについては3%の奨励金を交付するという制度になっていたものだから、そちらを参考しておそらくやったのかなと考えてい

るところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ 私も何%が適切かどうかというのはわからない。なので、やっぱり現場で宿泊事業者の方々がいろいろ、もしかしたら何かいろんな仕組みを変えてとかいろんな工夫をされて対応されると思うが、その際にかかるコストだとか、あるいは規模によっては3%は一つの例として900円とかとあるが——こんな事業者はいないと思うが、でもいるかもしれない——とても間に合わないと思う。なので、その辺はよく宿泊事業者の方の実態だとか御要望をお聞きしてとなると当然それは高い方がいいに決まっているのでそういった御意見が出てくるだろうと思うが、そこはいろいろとキャッチボールをしながらもう少し探ってみた方がいいと思う。意見として申し上げる。ぜひそれは対応してほしい。
- ・ 次に、今後のスケジュールということで、関係機関と調整したあとに宿泊税条例を上程する、上程するという事は提案するという意味だと思う。2月にこだわらないということは先ほど答弁されていたのでそれはわかった。この場合、関係機関ってどこであるか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ 関係機関との調整ということの関係機関だが、この宿泊税を導入するに当たっては、まず総務省との同意が必要になっている。そういったことで私どもの税制の導入が大丈夫なのかといったことで国への調整といったことも必要になってくるし、例えば罰則規定なんかを設ける場合には、検察庁といったところとの調整も必要になってくるものであり、そういったところもろもろ含め関係機関と表記させていただいているところである。

○小野沢 猛史委員

- ・ この関係機関の中に北海道は入らないのか。

○財務部長（小林 利行）

- ・ まずは私どものほうの制度が先行しているという状況の中で、最初から北海道が徴収する税の条例案を北海道がまだ間に合っていないにもかかわらず、私どもが北海道を想定した条例って出せないものであるから、当然今後北海道も宿泊税を課税すると、そのために調整をしていただきたいということになれば、まず私どもの課税をしたのが多分先になるとは思っている。そういった中で北海道から調整があれば、そんな調整もさせていただくということであるので、まずこの条例を提案する部分に当たっては、基本的にはまず国なりの機関といったものもしっかり調整し、まずうちの制度としてどうなのか、こういったものをしっかり制度化に向けて調整していきたいというふうには思っている。

○小野沢 猛史委員

- ・ 北海道よりも函館市が先行しているというような御答弁であったが、北海道は5年位前から懇話会だとかそういうものを立ち上げて観光目的税の導入については相当慎重に検討してきている。民間のいろんな事業者の方々の御意見も聞きながらということでやっているのだから、函館市が先行しているという表現はちょっと違うのかなと私は思うけれども、そうは言ってもまあもう既に他の自治体でいろいろと制度設計をし、あるいはいろいろ議論してきたという経過を踏まえて、市として一定程度の考え方をまとめてという意味では、先例があるので、しかも身軽という言い方をしたらちょっと失礼かもしれないが、動きやすいとかそういう事情もあるので、そういう他の状況を踏まえて函館市もやろうかという動きがずっと加速して一気に前に出たということだろうと思う。とは言いながら、総務大臣との調整に行ったときにどうなんだろうか。北海道との調整、協議は進んでいるのか、終わ



っているのかという話はきっとされると思う。想定されることだと思う。そのときに、話があれば聞こうと思っていますけどということではなくて、仮にみなさんが先行してもう条例の提案まで行きついてきているということであれば、やっぱり函館市として北海道に我々としてはこう考えてますけれども北海道の進行状況はどうですかと、そこをにらみながら両者が二重課税みたいな形になるわけだが、課税するときにはどんな風な調整をすべきかについてざっくりばらんに意見交換なりできれば、一定程度の考え方をまとめたりというような動きとかそういうようなアクションが私は必要だと思う。なので、てっきりこの関係機関と協議をした後というこの関係機関は、総務省もそうなのだろうが、北海道も当然入るんだろうなと思っていたら、今いろいろお聞きしているとそうでもないようだが、行けば必ず総務省からそういわれるだろう。福岡市と福岡県で随分いろいろやりとりあったようだが、最終的にはうまく収まったようだが、やっぱり事前に行く前にきちんと調整するべきではないのだろうか。その辺はいかがお考えか。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 今後、先ほど申し上げたとおり、国への同意申請に向けての手続きを、議決をいただければ進めることにはなるが、その前にもいろいろと総務省のほうには事前にお話もさせていただき、情報提供なりもさせていただきたいとは思っている。そういった中で総務省のほうから、小野沢委員がおっしゃっていただいたような北海道の調整といったものも求められるということも当然想定はしているので、そういった国の意見だとかもよくよく聞きながら、今後市としてどういった調整をするのか、どういった形で進めるのか、そこは適切に判断してまいりたい。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ しっかり進めてほしい。何か他人事みたいに話ができれば聞いてやろうじゃなくて、皆さんのほうからそこは積極的に、先行しているという自負があるならなおさらのこと道に対してしっかり協議をしましょうということで要請をすべきだと思う。ぜひ進めていただきたい。
- ・ 最期に用途、いただいた資料を拝見して、新規および既存事業の拡充部分に活用するというような記載があり、そのとおりに使ってくればいいと思う。観光目的税だから当然観光関連事業に使うというのは当たり前だが、ただ、市長がおっしゃったことがずっと頭に残っており、市長が財源浮くからこれ福祉に使うというようなことをおっしゃっている。どこかの新聞記事になった。これは筋が違う話だと思う。しかし、今回ここにきちんと記載されたので、何か福祉に使われるとか何か全く関係ないところに使われるということはないんだろうなと思っているが、大丈夫か。確認をする。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 市長の発言に対しての話だが、こちらについては市長も議会のほうで明確に、あくまでもこれは観光目的のための税ということで、全額観光振興のために活用するということは議会の中でも明言していると理解している。そういった中で様々な観光施策の充実、拡充、新規施策、こういったものに全額充てていくということに関しては目的税という性格上、それは必ずさせていただくということになったと思う。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ そのとおりである。ただ、それでじゃあ浮いた分どうするのかという話になると、先ほどのお話だと5億5,000万円くらい税収上がってくるわけだから、それを今まで一般財源で手当てした部分が必要なくなる、観光費4億円、5億円とさっきおっしゃっていたがそっくり使わなくてよくなる。そっ

くりそのまま充当して今までの分は他に使うという話に、市長の新聞記事で読んだ発言によればそうになってしまうという恐れがあるということなので、それはいくらやり取りしてもそういう答弁されるとかみ合わない。なので、端的に申し上げると、5億5,000万円くらい税収が増収になるというのは大変大きな金額だと思う。それで、新規事業に充てる、既存の事業の拡充分に活用するというをやっても、積極的にどんどんやれば、今までの4億円、5億円にプラスで10億円くらいになるわけだから、私はそういうふうにするべきだと思う。それは単年度に毎年それ使うかと言ったら、そこまで一気にあれこれたくさん事業を立ち上げていくというのも、それも費用対効果だとかいろいろ状況に応じて考えて組み立てていかなければいけないことなので、毎年そんなにどんどん使っていくかとなるとそうはならないと思う。なので、この分については新規分に充当しますよと、あるいは拡充分があるが、これはいいと思う。ただ、それで必ずこれは余る。余った分は基金に積み立てるというようなことをすれば、制度そのものをいろんな方々の協力をしていただきながら立ち上げていくことの趣旨にかなうと思う。なので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと思うが、観光基金なんてあったか。あれば是非そこに積み立ててほしい。積み立てるべきだと私は思う。それで、何かのときに相当多額な支出を一気にしなければならぬような事業があるかもしれない、あるだろうと思う。すぐいきなり何かやろうっていったってなかなかそういうことにはならないが、3年たって5年たっているうちに、これ金かかるけど是非やろうということがあったときのために、基金を積み立てておく。5億5,000万円、新規分、既存の活用分、いくら単年度で使えるかわからない。1億円2億円使ったらとりあえずはいいところなんじゃないか。余った分は基金に積み立てる、ぜひそうして欲しいと思うがその辺の考えをお聞かせ願う。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 宿泊税の使用用途ということで、基本的には新規・拡充施策に使っていきたいと思っている。先ほど来申し上げているが、目の観光費で申し上げると4億円なり5億円、そのほかにもやはり港湾空港、まちづくりといったものにも、いわゆる観光インフラといわれるようなものにも私ども予算を投入しているという状況にあるので、こういったものにまず充てていきたいと思っている。またその場合、毎年毎年新規を実施するのかといわれると、小野沢委員おっしゃったようにじゃあ本当にそういう展開ができるのかということは今現時点でそうですというのも言えないが、当然充実した観光施策、毎年同じことやっているということではなくて、いろいろ同じようなプロモーションでもちょっと行くところかえてみたりとかアプローチかえてみたりとかということがありうふうに聞いているので、そういった、全くの新規でなくても既存事業の経費といったものにも当然充たっていくんだろかなど思っているところである。実際基金に積み立てるということであるが、これはいろいろ私どもも考えるところあり、賛否の部分なので今後議論にはなると思うが、私どもというか私財務部長としての個人的な部分で申し上げると、やはり観光目的で使うために徴収する税金なので、できれば徴収したものはある程度使い道をしっかりして、将来のために何が起こるか、今後新規施策どういうものがあるかわからないので徴収するというのではなくて、そこに観光目的という色がついているが実際に何に使うかわからないような——わからないようなという言葉が違うが、そのために基金がどんどんふえていくとかそれであれば、本当に税の徴収そのものもいいのかどうなのかというような議論も出てくるのかと思う。ただ、他都市においては振興基金に積み立てるようなこともやっている都市もあるので、今後、税の活用策についてはしっかり検討していきたいと思っているところであるが、な

かなか基金にどうだと言われると、現時点でそういうことも検討するというのはなかなか難しいと思っている。5年後の税の見直しがある。それで例えば、税金がこれだと十分活用額が足りているとなれば、5年後の見直しの際に税率を下げるだとか逆に足りなければ税率を上げるとか、そういった見直しの中でそういった面については考慮すべきものなのかと思っているところであるので、基金の積み立てについては現時点で積み立てるといような答弁をするのはなかなか難しいのかなと思っているところである。

#### ○小野沢 猛史委員

- ・ 何かちょっと小金を持つとついついそれに使わなくてもいいようなことにぼんぼん使ってしまうケースってありがた。私は日々反省しているが。例えば、国の地方創生のいろんな事業を見ていると、果たしてこれが地方創生に役に立つんだろうかということまでずいぶん使われている。そういうことになりやしないかと心配して発言しているが、新しい制度をスタートするに当たって、そのことが真に観光振興、今、新型のウイルスで随分皆さん苦戦されていると思うが、いろんな状況が起きるだろうなということを想定しながら、しっかりと観光振興に役立つ制度としてスタートさせるためには、そこはやっぱりよほど緊張感をもって説明責任を果たせるという自信をもって事業を組み立てていかないと、私は緩んでしまうのかなと心配しながらいろいろお話している。しっかり対応してほしい。
- ・ 最期に、これは所管外になるので意見として述べておくが、それだけに、宿泊事業者だけではなく経済界も含めて、しっかりとどんな事業を展開していくかについては、例えば検討委員会を立ち上げて、なんとなく言葉のやりとりだけで終わらないように、いろいろと意見交換をしながら物事を作り上げていくという努力が必要なんだろうと思う。そうなれば観光部が中心となって対応することになるだろうが、ぜひそういう意見もあるぞと、みなさんもぜひそういうことは大事だなというような認識を共有できるのであれば、そういう意見も総務常任委員会の中であつたとぜひ伝えてほしい。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 説明はわかったが、しかしまあ、せっぱ詰まって、今の報告からすると、今議会——新年度予算の議会で条例提案をしたいという方針だ。そういう方針でありながらも議会直前の委員会報告と。マスコミ等では何回か出ているようだが、また、この議論があつたように、この制度について導入したいということは去年の議会の中でも示されているから承知はしているが、具体的にパブリックコメント等々とするに至っている段階でも、やっぱりその都度中間報告を議会に報告して、議会の意見も聞きながら最終取りまとめをすべき課題ではないのかなと思うときに、そういう行為がなかったこと自体、大変遺憾だと私は思っている。いくら日程的に大変詰まっているのかもしれないが、やっぱりもう少し議会との報告、連携は重視をしてほしいなことだけは申し上げておきたいと思う。決して議会の都合で延びたということではないと私は理解しているんで、もう少しその辺丁寧にやっていただきたいと思う。
- ・ そこで、今回のこの観光目的税、宿泊税なるものについては、先ほどから説明あつたので一定程度理解はするが、さらなる観光振興のためにということが結構あっちこちで言われているが、さらなるということだから、既存の政策にプラスアルファして、ここに出ているようにインフラの整備等々についても出されているが、これについては当然、これにいくら、8億5,000万円の場合はこう、5億5,000万円の場合はこうだということも含めて試算はされているだろうと思うけれども、項目別に

予算はこのくらい使いたいということの試算はされているのか。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ 記載の事業の、いわゆる事業費の根拠ということだが、ざっと先ほど来申し上げているが、観光費に4億円、他の科目も含めれば大体10億円くらいの年間予算がかかっている中で、これから新規事業としてどういった事業を組むのかで活用する予算額が変わってくるので、基本的には先ほど言ったように、宿泊税として課税した分については、全額、観光振興に充てるということなので、ただ現時点で、じゃあこの事業に幾ら、その事業に幾らという部分に関しては、今後、詳細な事業内容、さらには事業者との意見交換、こういったものも含めた事業内容の決定後、観光部のほうでさまざまな議論を経て予算化する際にきっちりお示しをしていきたいと思っている。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 残念ながら具体的なものについては、所管の委員会じゃないものだから、観光振興の関係について議論はできないと思うが、やっぱりできれば大雑把でもいいから、このくらい投入したいということで、さらなる振興、発展のために寄与したいんだということもあっていいのではないのかと私は思う。それすら出てきていないと、こういうことだ。
- ・ それから、議会に対する報告、意見聴取の問題も含めて、何かパブリックコメントの中では、いわゆる観光振興の本丸となる観光コンベンション協会等々の意見聴取ですらうまくいっていなかったようなことが出されている。それらを踏まえて委員会の中で提言をしますみたいな答えになっているが、具体的に協会との協議すらもされていないでどんどん先行してきているということは、果たして皆さんに理解をされて導入、スタートできるのかと不安すら覚える。だから議会ももちろんだが、そういった関係の深いところこそ事業者のみならず協議をしたりして、意見をもらって固めていくことがあって当然だと思うので、そんなことについても少し足りなかったのではないかということを感じる。意見として申し上げておくと、今言ったさらなる観光振興のための宿泊税として導入する場合に、今の試算では8億5,000万円ということだが、当然これは総務省との協議というか相談だと思うが、その前提となるのはあくまでも条例を上程し、可決されて実施をするに当たっての協議となるんだろうと思うが、そのために条例改正をしたいんだという思いだと思う。だけど、それはそれで進められるということだから理解はするが、その段階で既に道と協議をしなければならない、道がそういう意向があるだけに道と協議をしなければならないとか、当然出てくる、今御質問があったとおりに出てくるんだろうと思う。しかし、その段階で議会の意見も聞かずして、50円安くして、200円を150円にするという案をもって道と協議する。こういうことが果たしていかなのかなと私は思う。と言うのは、さらなる観光振興のために200円必要なんだといったことで、この項目に幾ら使うといったことまで明確になっていない段階で、さらに200円で導入するということで総務省と協議をした段階では道と協議をなさなくなった。協議をする段階では、既に手の内を示して50円下げて150円にしますよと。50円下がった分は事業費どうなるのか。道でやってくれるのか。道に求めるのが筋だと思うが、当然そうしなければ、具体的な数字は出ないにしても新たな事業に投入したいということが低下することがはっきりしている。
- ・ ということを考えれば、協議するに当たって、こう言うは何だけど、手の内を明かして50円下げますからということで、何をもって50円下げようとするつもりかわからないが、これは道の理解を得るために50円ならいいでしょうと、それ以上はびた一文まけませんと、こういうつもりなのかどうか。

相手に対してこれ以上下がりませんという意思表示で交渉するやり方もあるだろうが、やっぱりこれからお互いに向き合って協議をすれば、腹の中では持っておいてもいいが、手の内を明かして50円ならいいですよというやり方は果たしてどうなのかなと私は思う。やり方として。そうでなくたって道のほうは収入を得たいと思っているんだから、そういった点からすると失礼ではないかという意見だっただけではないかと思う。

- ・ まあ先ほども議論あったとおり、200円取ろうとしたけれども150円になるかもしれない。なおかつ今度言っているのは、入湯税まで下げるといふ。私は入湯税下げてほしくないんだ。入湯税まで下げるのは聞いていなかった。入湯税まで検討せざるを得ないとの意見があることは聞いていた、承知していたけど、この場で入湯税も70円下げますみたいな話は初耳だ、私は、今日の新聞で見たけど。それらを含めて限りなく予定していた財源がどんどん減ってしまう、協議の結果として。予定していた事業ができなくなってしまうのではないか。単年度で全部使うかわからない、余ったら基金という意見もあるが、それは当然目的税なんだから、それ以外に使うべきではないし使えないものだとも私も思う。ただ、まだまだ協議を経なければ確定しない財源をもってして、あれやります、これやりますと言うのもいかがかなと思うし、それを百歩譲って考えれば、だからこそ具体的にここには明示できないんだという意見であれば、それはそれで理解するが、しかし協議がこれからという段階で200円を150円までなら、50円下げてもいいですよというやり方というのは、私はいかがかと思う。その目減りした分、間違いなく目減りすると思うが、道に求めるつもりなのかどうなのか、その辺伺う。

#### ○財務部長（小林 利行）

- ・ この間、こういった案を今回示させていただいたが、中間報告がない中で進め方の御批判もいただいた。その辺は真摯に受けとめさせていただきますし、また、この間の手続について、丁寧じゃなかったということであればお詫びをしたいと思っているところである。
- ・ この150円、道が施行した場合に200円から150円にするという部分に関しては、やはり道との対応ということもあるし、一義的には宿泊事業者の皆さんが北海道と函館市の二重課税になった際に、宿泊者に御負担があるということでそういった意味で軽減を図ろう、また、入湯税についても、基本的には提言書の中でもこういったことも付言されているので、そういった提言も踏まえて、今回下げる概要を作らせていただいたということだ。
- ・ こうした軽減策によって減収となる税額部分だが、当然、宿泊税のみで観光施策というわけではないので、必要な施策については宿泊税も充当するし、それで不足する分については市税も充当すると趣旨なので、減収部分を改めて道に求めるとかそういったことではなくて、あくまでも道と市の配分として今後調整されていくものだろうと思っているので、減収分を北海道に求めるというものではないと理解しているところである。

#### ○福島 恭二委員

- ・ 財源が50円分だとしたら、50円分を還元してくださいということではない。それに伴う事業ができなくなると、その分は道の立場でその事業を実施してくれるのかということを知っている。当然そうあるべきだと思うんだ。本来この計画では440万人の8億5,000万円、ないしは5億5,000万円、財源ある予定なのが入ってこないということになるわけだから。それは当然、そういうことで求めるべきだと私は思う。それでなければ、この予定した事業、つまり、今よりさらなる観光振興というものはなり得ないということになる。そういう理屈からすれば当然道の事業として補ってもらわなければならないと、

これは当然求めるべきだと私は思う。そういうことも含めてやっていかなければならないし、もう一つ、入湯税の関係も、これまで函館はどちらかというと滞在型の観光ではないがために、短期間で宿泊されて帰ってしまうために、もっと滞在型の観光を執行しなければならないとかねがね言ってきたが、これまでも言われてきたと思うが、今回の提言書の中にはこういった視点がないんだ。やっぱり、ただ取るがために、その作業に携わる宿泊業者が大変負担になるだろうから、それに対する手当をしなければならない。これは当然だと思うが、そういう点はあるんだけど、ソフトな面としてこういった滞在型観光をすることによって、さらに宿泊数が増えて宿泊税が入ってくるという政策も必要だが、この提言の中には施策の提言がない。それもどうしたものかと思ったりもするが、いずれにしてもそういったことなどもやっぱり、我々議会との意見交換の中でもっともっと深掘しながら意見を踏まえて成案化すべき問題だと私は思うだけでも、これまでの経過を見ると、極めてそういう点では後手後手になったというか、皆さんの仕事の内容が忙しい時期ではあるんでしょうけど、というもののもう少し……外部の委員会の皆さんの意見を聞くのはもちろんだし、パブリックコメントをとるのも十分必要だ。しかし、議決権を持っている議会ともっともっと深い議論をするような日程をとっていただかなければ困るなどと思う。この間、部長と私は別な用務でもお会いしたことはあるが、あとの職員はこれまで議会の中に来て説明しようとする姿はなかったんだ。こういう重要な課題を導入するに当たっては、もう少しその辺に気を使っていたらいいということだけは申し上げて、私の意見は終わる。

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ ほかに、発言ないか。（なし）
- ・ 理事者におかれては、本日の議論を踏まえ、今後の対応を進めていただきたい。
- ・ 理事者は退室願う。

（財務部 退室）

- ・ 議題終結宣言
- 

2 その他

○委員長（齊藤 佐知子）

- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣言

午前11時58分散会